

こんなときには、国民年金の届出を！

お問い合わせ

市役所市民生活課 年金係 ☎63-5112
または各支所・行政サービスセンター 国民年金担当

就職、退職、転職、結婚等により国民年金の加入種別が変更する場合、そのつど届出が必要となります、お忘れなく手続きをお願いします。

日本国内に住所がある、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し保険料を納めます。ただし60歳未満の老齢(退職)年金受給者の方は任意加入になります。

種別	第1号被保険者	自営業・自由業・農林漁業・学生・無職等で20歳以上60歳未満の方
	第2号被保険者	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などの方
	第3号被保険者	会社員や公務員に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

	こんなとき	種別	届出先
第1号被保険者	20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者を除く)	第1号	市役所市民生活課年金係または各支所・行政サービスセンター国民年金担当
	会社や役所に就職したとき	第1号⇒第2号	勤務する事業所
	配偶者の扶養になったとき(婚姻等) (配偶者が第2号被保険者の場合)	第1号⇒第3号	配偶者の勤務する事業所
	保険料を納めるのが困難なとき	第1号	市役所市民生活課年金係または各支所・行政サービスセンター国民年金担当
	学生で保険料を納めるのが困難なとき		
	60歳以上等任意加入するとき		
	任意で付加保険料を納めたいとき		
氏名・住所が変わったとき			
年金手帳をなくしたとき			
第2号被保険者	会社や役所などを退職したとき	第2号⇒第1号	市役所市民生活課年金係または各支所・行政サービスセンター国民年金担当
	会社を退職し、配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第2号⇒第3号	配偶者の勤務する事業所
	氏名・住所が変わったとき	第2号	勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき		
第3号被保険者	20歳になった時	第3号	配偶者の勤務する事業所
	配偶者が会社や役所などを退職したとき	第3号⇒第1号	市役所市民生活課年金係または各支所・行政サービスセンター国民年金担当
	会社や役所に就職したとき	第3号⇒第2号	勤務する事業所
	第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき(離婚・収入増等)	第3号⇒第1号	市役所市民生活課年金係または各支所・行政サービスセンター国民年金担当
	氏名・住所が変わったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき	第3号	年金事務所

- ※ 手続きには、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合があります。届出先にご確認ください。
- ※ すでに国民年金受給者の方で、住所変更が生じた場合も年金の届出が必要になります。

年金のご相談はこちらへ 平成23年度の予約制年金相談所の開設日をお知らせします

会場・時間	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
佐渡中央会館 ☎57-2711 午後1時30分～4時30分		20日	18日	15日	20日	17日	21日	19日	16日	21日	18日	15日	21日
両津地区公民館 ☎27-4181 午前9時～11時20分													
小木町商工会 ☎86-2216 午前8時50分～10時50分		21日	19日	16日	21日	18日	22日	20日	17日	22日	19日	16日	22日

年金相談を受けるときは、事前に電話での予約が必要です。 ※予約なしの方の受付は佐渡中央会館は午後3時、両津地区公民館および小木町商工会は午前10時までとし、予約の方が優先となりますので、ご了承ください。

予約の連絡先 日本年金機構 新潟西年金事務所 お客様相談室 ☎025-225-3008

※基礎年金番号をご用意のうえお電話ください。

